

国教指発第121号
令和2年5月26日

国立市立小・中学校長 様

国立市教育委員会教育長
是 松 昭 一
(公印省略)

国立市立小・中学校における教育活動の再開に向けた留意事項について（通知）

このことについて、令和2年5月15日付2文科初第265号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について（通知）」において、社会全体が、長期にわたり、この新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要であること等が示されました。また、5月25日（月）には、首相から東京都に対する緊急事態宣言の解除が発表されました。さらに、東京都より「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」が示されたところです。

つきましては、令和2年度の国立市立小・中学校における教育活動再開に向けて、児童・生徒の健康の保持を第一に考えつつ、下記の点を踏まえ適切に対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の社会情勢の変化によっては、内容を変更する場合がありますことにご留意ください。

記

1 教育活動再開までの段階的な対応について ※【別紙1】参照 ※実施済み
(現時点での予定であり、社会情勢によって変更があり得る。)

(1) 登校日

5月25日（月）を登校日とする。実施にあたっては、以下の点に注意すること。

- ① 【別紙2】の方法を基本とし、分散登校の形で実施する。
- ② 学級を3分割し、3回に分けて実施する。
- ③ 席の配置については【別紙3】に示した例を参考に、児童・生徒の間隔が1mから2m離れるようにする。
- ④ 登校日による学級指導は、主に以下の内容とし、30分以内で実施する。
 - ア 健康観察
 - イ 提出物の回収
 - ウ 分散登校開始までの学習課題の配布と説明
 - エ 家庭生活等における生活の指導

オ 児童・生徒を励ます言葉かけ

(2) 分散登校

感染症予防対策を講じつつ、段階的に学校を再開させていくため、5月29日(金)から6月12日(金)まで、分散登校を実施する。

- ① **【別紙4】**の方法を基本とし、分散登校を実施する。
- ② 1教室あたりの人数については、一般的な教室の場合、20人以下とする。
- ③ 席の配置については別紙4に示した例を参考に、児童・生徒の間隔が1mから2m離れるようにする。
- ④ 分散登校実施期間の家庭学習については、学校で実施する授業の内容と関連付けながら効果的に取り組むことができるよう考慮された学習課題を示すようにする。
- ⑤ 引き続き、オンライン学習で活用できる教材や動画を積極的に制作、活用する。特にモバイルルーターの貸与により、全ての家庭にオンライン学習の環境が整った際は、オンライン学習を積極的に活用するように留意する。

(3) 通常登校

6月15日(月)から実施する。

2 学校教育活動再開時における登下校の安全確保について(登校日、分散登校を含む)

- (1) 児童・生徒に対して交通安全の観点や防犯の観点も踏まえた安全指導をおこなうことや、地域と連携した見守り活動の実施など、登下校の児童生徒の安全確保に取り組む。
- (2) 特に通学に不慣れな小学校第1学年の通学中の安全確保については、保護者の協力も得ながら十分に留意する。
- (3) 児童・生徒に対し、登下校の際に密集及び密接する状況をつくらないように指導する。また、学年間で登下校時間をずらすなどすることで、全校児童・生徒が同じ時間帯に登下校しないように配慮する。

3 児童・生徒が登校した際の日常的な感染症対策の実施について(登校日、分散登校を含む)

- (1) 家庭と連携し、健康カード等により、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うこと。発熱等の風邪の症状がみられる児童・生徒及び教職員については、自宅で休養させることを徹底すること。なお、登校前に検温等ができなかった児童・生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をすること。
- (2) 学校全体で体制を整備し、児童・生徒の検温結果の確認及び健康状態の把握を校舎に入る前に行えるようにする。検温結果の確認及び健康状態の把握ができない場合は、ただちに別室等で検温及び健康状態の確認をすること。
- (3) 登校後に発熱を確認した場合には、児童・生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導すること。なお、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるとともに、当該児童・生徒の状況を継続的に把握すること。

- (4) 手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）や咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の徹底を図ること。
- (5) 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。
- (6) 当面の間、教職員及び児童・生徒は、教育活動全般において通常、マスクを着用すること。持参していない場合は、学校が備蓄しているマスクを配布すること。
- (7) 教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液等で清掃を行うこと。
- (8) 換気は、気候上可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けて行うこと。なお、エアコン使用時についても、少なくとも授業と授業の合間に換気を行うこと。
- (9) 医療的ケアや基礎疾患等のある児童・生徒等については、保護者の意向や主治医、学校医に相談の上、個別に登校の判断をすること。医療的ケア等が必要となる児童・生徒に接する機会が多い教職員は、特に健康状況のチェックや予防対策をおこなうこと。
- (10) 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、発熱等の状況把握を行うとともに、検温の結果を「健康チェック表」に記入して管理職に提出すること。管理職は、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。

4 学習指導について

(1) 授業日数について

① 基本的な考え方

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインー令和2年3月24日文科科学省ー」より

ア 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い、児童・生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること。

イ 補充のための授業等を行う場合の留意点

(ア) 学期中に補充のための授業等を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。

(イ) 各設置者の判断で、長期休業期間を短縮したり、土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの、その際、児童・生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないよう配慮すること。

② 令和2年度の授業日数

ア 授業を行うことができなかった日数

4月…16日 5月…18日 6月分散登校…11日×2 / 3 ≒ 7日

計41日

イ 新たに授業日として設定する日数

夏季休業日…15日（7月21日～7月31日、8月17日～8月26日）

土曜日…5日（9月以降） 計20日

ウ 不足する授業日数

41日 - 20日 = 21日

③ 不足する授業日数の取扱い

学習内容の精選、学校行事の見直し等、年間指導計画の変更により対応する。

(2) 各教科等の指導においては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮すること。

(3) 各教科の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお、感染の可能性が高い学習活動については、当分の間行わないようにすること。

① 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動

② 家庭科、技術・家庭科における調理等の実習

③ 体育科、保健体育科における児童・生徒が密集する運動や児童・生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動

④ 児童・生徒が密集して長時間活動するグループ学習

上記①～④については、指導の順序の変更や、教師による適切な事前、事後指導と家庭における学習の組み合わせによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じること。

(4) 臨時休業に伴う学習の遅れの対応について

臨時休業に伴い、児童・生徒が授業を十分に受けることができなかった学習内容があることを踏まえ、学校再開後の学習を進めるにあたっては、児童・生徒の既習内容の状況を踏まえた指導を進めること。その際、既習内容の定着が不十分な場合には、学習計画を柔軟に変更するなどして、補充的な学習を進めること。

なお、既習内容の学習状況が不十分な児童・生徒に対しては、放課後や長期休業中に個に応じた支援を進めること。教育課程内での補充学習については、その目的のみで標準授業時数を超えた計画はしないこと。

5 学校行事の実施に関すること

(1) 学校行事について、実施に際し、3つの条件が重なることのないよう、学校・地域の感染状況等も踏まえ、それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じ

た感染症予防の措置や方法の工夫、中止や延期の対応を行うこと。

- (2) 修学旅行については、旅行先地域をはじめとする地域の感染状況、その教育的意義や児童・生徒の心情等への配慮、同日程で実施する他地域の学校等の状況、列車や宿泊の関係を考慮した日程の延期の可否等を踏まえて、慎重に検討すること。
- (3) 令和2年6月中の学校公開、授業参観等の保護者・地域関係者等の参観については原則として見送ること。
なお、保護者会については、保護者と連携を深める上で必要な場合には、適切な予防対策を講じた上で実施すること。
- (4) 運動会、音楽会、学芸会、合唱コンクール等については、感染症予防対策及び授業時数の確保の観点から、実施について慎重に検討し、場合によっては、中止の判断をすること。
- (5) 道徳授業地区公開講座については、感染症予防対策の観点から、令和2年度について原則中止とすること。
- (6) 児童・生徒の健康診断については、学校再開後、できる限り速やかに実施できるよう教育委員会と連携して調整すること。

6 学校給食に関すること

- (1) 給食は6月4日（木）から6月19日（金）まで簡易給食を実施する。また、6月22日（月）以降、通常給食を実施する。
- (2) 給食の配食を行う児童・生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装、手指の洗浄等を丁寧に確認し、給食当番活動が可能かどうかの判断をすること。責任をもって当番活動に取り組ませることは重要だが、そのことだけを重視し、衛生管理がおろそかにならないよう十分配慮すること。
- (3) 給食当番以外の児童・生徒等についても、全員が食事の前の手洗いを徹底すること。また、会食にあたっては、当分の間、机を向かい合わせにしない、会話を控える等の飛沫を飛ばさないような対応をとること。

7 部活動に関すること

- (1) 部活動については、分散登校の時期は実施せず、学校が完全に再開してから実施すること。
- (2) 実施に当たっては、3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。実施する場合には、「国立市立学校に係る部活動の方針」（平成31年4月・国立市教育委員会）に示された休養日等の設定や1日の活動時間について厳守すること。ただし、国、都や関係機関から外出自粛の要請がある場合、休業日の活動は実施しないこと。
なお、当分の間は公式大会等を理由とする休養日や活動時間の変更はしないこと。
- (3) 対外試合等、多数の生徒等が集まる場への参加は自粛すること。
- (4) 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、延期又は中

止すること。

- (5) 活動中も、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。特に3つの条件への対応状況の把握が難しい場合は、実施を見送ること。
- (6) 更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫すること。
- (7) 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。また、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。

8 その他

- (1) 生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。また、同居の家族に風邪症状が見られる場合も当該児童・生徒は自宅で休養するよう指導すること。これらの場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができることを受け、指導要録上の「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うこと。
- (2) 児童・生徒の出席停止等の扱いについては、児童・生徒等の感染が判明した場合又は児童・生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合に、各学校において学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ること。濃厚接触者となった場合の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。
- (3) 児童・生徒等の心のケアについては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、的確に把握し、状況によってはスクールカウンセラー等専門家による支援を行うこと。
- (4) 感染者、濃厚接触者とその家族等、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を、発達段階に応じて指導することをとおして、このような偏見や差別が生じないようにすること。
- (5) 海外から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請すること。

なお、2週間の自宅等での待機を経て、健康状態に問題がないことを確認した上で登校させること。

これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

- (6) 教職員の出勤等の服務に関しては、教職員本人が罹患した場合には、担当医の許可が出るまで病気休暇等を取得させること。教職員が濃厚接触者となった場合

には、最後の濃厚接触から2週間事故欠勤（給与減額免除）自宅待機とし、健康観察を継続すること。出勤再開の判断については、主治医や保健所等の指示を踏まえて判断すること。

(7) 児童・生徒が自覚を持った感染症予防の行動ができるよう、以下の感染症対策のポイントを指導すること。

- ① 発熱等の風邪の症状がみられる場合には自宅での休養を徹底する「感染源を絶つこと」
- ② 手洗いや咳エチケットを徹底する「感染経路を絶つこと」
- ③ 免疫力を高めるために十分な睡眠や適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるよう指導する「抵抗力を高めること」

9 感染者が出た場合

(1) 児童・生徒の場合

- ① 当該児童・生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とする。
- ② 教育委員会及び関係部署・機関へ至急連絡する。
- ③ 学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行う。ただし、保健所等と相談の上、当該児童生徒等の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。
- ④ 教育委員会との協議のもと、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して学校メールの配信及び説明文書の配布を行う。
- ⑤ 保健所の指導に基づき、濃厚接触者を確認し、検査等必要な対応を行う。
- ⑥ 当該校は一時完全閉鎖し、保健所の指導に基づく校内消毒を行う。その間、教職員は自宅待機とし、教育委員会が保護者からの連絡窓口となる。
- ⑦ 学校の窓口を一本化し、個別の問い合わせに備える。
- ⑧ 臨時休業中の自宅学習、生活の仕方に係る指導内容を検討する。

(2) 教職員の場合

当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。なお、以降の対応については、「7（1）児童・生徒等の場合」の②から⑧までと同様の取扱いとする。

10 濃厚接触者を把握した場合（同居者が感染した場合など）

(1) 児童・生徒の場合

- ① 児童生徒等の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。
- ② 保護者や児童・生徒等が濃厚接触者となった場合は、保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童・生徒等に対して出席停止の措置を行うこと。
- ③ 教育委員会及び関係部署・機関へ至急連絡する。

- ④ 必要に応じて、保健所の助言等を参考に、臨時休業の実施を検討する
 - ⑤ 必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童・生徒等の健康観察を行う。
 - ⑥ 教育委員会との協議のもと、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して学校メールの配信及び説明文書の配布を行う。
 - ⑦ 学校の窓口を一本化し、個別の問い合わせに備える。
- (2) 教職員の場合
(7 (2) に同じ)

〔担当〕	国立市教育委員会教育指導支援課 教育指導支援課長 市川 晃司 指導担当課長 荒西 岳広 電 話 042(576)2111
------	---